

～学校感染症の種類と出席停止の基準～

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(※)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児3日)を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快したあと1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	同上	
第3種	コレラ	同上	
	細菌性赤痢	同上	
	腸管出血性大腸菌感染症	同上	
	腸チフス	同上	
	パラチフス	同上	
	流行性角結膜炎	同上	
	急性出血性結膜炎	同上	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
マイコプラズマ感染症		急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
感染性胃腸炎		下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	

※第1種学校感染症:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、ペスト、ジフテリア、ポリオ、SARS、鳥インフルエンザなど